

Back Number

本論文は

世界経済評論 2021年9/10月号

(2021年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

2020年8月13日、朝日新聞は、「『技術漏らさぬ人材』国が保証 欧米並みの資格、創設方針 先端分野、対中警戒」という記事を掲載した（朝刊3頁）。この資格制度が、米国主導の機微技術に関する国際共同研究等に参加するために必要となるセキュリティクリアランスと呼ばれる制度である。2020年12月16日に自由民主党・政務調査会・新国際秩序創造戦略本部が公表した「提言『経済安全保障戦略』の策定に向けて」では、機微技術の取扱いに係る資格のあり方（セキュリティ・クリアランス）に関する法制化が言及されている。具体的には、来年の通常国会において、科学技術・イノベーション活性化法を改正することで、政府・大学・企業の技術者等が、この資格の付与に関する申請を本人の希望により行い、政府が審査を行って信用度の評価を行うという制度の構築が目指されている。

それでは、このセキュリティクリアランスとは、どのような内容の制度なのであろうか。本稿では、①我が国が主として情報共有を必要とする米国のセキュリティクリアランス制度について概説した後、②科学技術研究者とセキュリティクリアランスとの関係を確認し、③我が国における科学技術者（特に、世界の最先端にある量子情報科学技術者等）に対して導入されようとしているセキュリティクリアランス制度について説明することにする。なお、詳しく知りたい方は、拙稿「米国における科学者・技術者に対するセキュリティクリアランス ―量子情報科学を中心に（上）（下）」（CISTEC Journal 2021年3月号、5月号）を参照して頂きたい。



永野 秀雄

1. 米国のセキュリティクリアランス制度 (1) セキュリティクリアランスとは

国家は、国益の保護を目的として、国家機密を保全しなければならない。国家機密の保全が十分に機能せず、外部に漏れれば、重大な不利益を被ることになる。これは、外交文書等にどまらず、国家機密に該当する技術情報についても同様である。

このような機密漏えいを予防する制度のひとつとして、国家機密を扱うことが予定される個人について、これを漏らすおそれがないことにつき政府が評価を行うのが、セキュリティクリアランス制度である。具体的には、ある個人について、政府の機密情報又はこれを扱う施設等へのアクセスの可否等を、当該個人の履歴等の情報に基づき、政府が認定する制度を意味している。

米国では、様々な種類のセキュリティクリアランス制度が存在しているが、ここでは、連邦行政機関の被用者等に対するセキュリティクリアランスと、国家機密を共有する民間企業等の被用者等に対するセキュリティクリアランス（国家産業保全プログラム）について、前者を中心に説明していきたい。

(2) セキュリティクリアランスの手続

セキュリティクリアランスにおける手続の重要な部分は、以下の3段階に分けることができる。

まず、第1段階は、セキュリティクリアランスが必要となる職に就こうとする者が、定められた書式に基づいて、経歴等の個人情報等を記

入し、申請する手続である。

第2段階では、政府の身上調査機関が、提出された書式に記載された情報に基づき、具体的な身上調査を実施する手続である。現在は、国防総省の国防カウンターインテリジェンス・保全庁（DCSA）が、①105の連邦行政機関の被用者等と、②33の連邦行政機関の委任を受けて、その民間の請負人等（大学や民間の研究機関を含む）に対するセキュリティクリアランスを実施している。実際に、借金や犯罪歴、外国への渡航歴等のチェック等を行った上で、本人のみならず、配偶者、勤務先の上司、学生時代の恩師等に面接を実施する。この身上調査が終わると、報告書が作成され、身上調査を依頼した連邦行政機関に送付される。

第3段階では、身上調査を依頼した連邦行政機関の保全決定担当官が、その個人に機密適性（セキュリティクリアランス）を認定すべきか否かを決定する。なお、機密適性が認められなかった個人は、当該決定に対して不服申立てを行うことが認められている。さらに、一度機密適性が認められても、一定期間（5年等）の経過に伴い、定期的再調査が行われることになる。

(3) セキュリティクリアランスに関する判断基準

米国で、現在、セキュリティクリアランスを認定するか否かを具体的に判断する基準として用いられているのは、ブッシュ政権の下で2005年に改定された「機密適性認定のための判断指針」である。

そこでは、「指針 A. 米国への国家忠誠」、「指針 B. 外国の影響」、「指針 C. 外国の利益を優先する傾向」、「指針 D. 性行動」、「指針 E. 個人的行為」、「指針 F. 財産に関する配慮」、「指針 G. アルコール消費」、「指針 H. 薬物への関与」、「指針 I. 精神状態」、「指針 J. 犯

罪行為」、「指針 K. 保護された情報の取扱い」、「指針 L. 業務外活動」、「指針 M. IT システムの使用」という指針を用いて総合的な判断が行われている。わかりやすく言うと、外国のインテリジェンス機関から付け込まれる要素がなく、かつ、政府が定める秘密保全規則を守って仕事ができる人物であるかどうか判断されることになる。

(4) 請負人（民間企業等）の被用者等に対するセキュリティクリアランス制度

米国では、請負人（民間企業等の被用者等）に対するセキュリティクリアランスについては、行政機関とは別の制度が設けられている。これは、民間企業は、通常は株式所有等により運営され、国が支配しているわけではなく、かつ、外国資本との関係等も規定する必要があるためである。

具体的には、1993年にブッシュ大統領が発した大統領令第12829号「国家産業保全プログラム（NISP）」が、連邦政府から業務を受注した請負人、ライセンサー及び研究者等の政府資金受給者に連邦政府の機密情報を提供する場合の根拠規定となっている。その細則として国家産業保全プログラム運用マニュアル（NISPOM）が定められたが、2020年11月に連邦行政規則集で規定された。同規則では、①機密情報を扱う企業等の被用者等からの機密漏えいを防ぐための機密適性（セキュリティクリアランス）認定制度、②当該民間企業の施設からの機密漏えいを防ぐための施設クリアランス、③当該民間企業等が外国の株主等に支配されて機密情報が外国等に流出することを防ぐ制度などが規定されている。

2. 科学技術研究者とセキュリティクリアランスとの関係

米国において、連邦政府資金を用いて行われる

研究と国家安全保障上の秘密保持との関係を規定しているのは、レーガン大統領が1985年に発した国家安全保障決定指令第189号「科学的、技術的及び工学情報の移転に関する国家政策」である。

同指令では、①基礎研究における成果は、最大限可能な限りにおいて制限しないようにするものの、②国家安全保障上の必要性から管理が必要とされる場合には、大学及び研究機関による科学技術及びエンジニアリングに関する研究のうち、連邦政府資金を受けた研究から生じた情報に対しては、セキュリティクリアランスを含む秘密保全制度を適用するとしている。

3. 日本で導入が検討されているセキュリティクリアランス制度

(1) 検討されている科学技術者に対するセキュリティクリアランスに特定秘密保護法が適用されない理由

2013年12月6日に成立した特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という）は、行政機関の職員と、請負人の被用者等（「適合事業者の従業者」との双方に対して適用されるが、その「第5章 適性評価」において、適性評価（セキュリティクリアランス）に関する制度が規定されている。その内容は、同法が、米国との間で機密レベルの情報を共有することを旨としたものであることから、これと酷似した制度になっている。

それでは、我が国で科学者・技術者に対してセキュリティクリアランスを課す場合に、特定秘密保護法における適性評価制度を適用せずに、新たに「経済安全保障一括推進法（仮称）」によるセキュリティクリアランス制度を導入しようとするのは何故であろうか。

今回の新法で想定されている先端科学技術の研究者・技術者が、防衛省等の行政機関や、潜水艦等を建造している三菱重工のような民間

企業（政府の特定秘密を共有することが認められている適合事業者）に所属しているのであれば、特定秘密保護法を適用したとしても、特に問題はない。

しかし、国公私立の大学法人に所属する科学者・技術者の場合には、特定秘密保護法の適用が困難になる事態が生じうる。なぜならば、この場合には、特定秘密の取扱いが見込まれる大学の研究者・技術者のみならず、請負人としての大学に求められる特定秘密の保護のために必要な施設設備について管理権を持っている学長、総長、施設担当理事等にも適性評価を実施する必要が生じるからである。もしも、大学の教職員の選挙により選出された総長や理事にセキュリティクリアランスが認められなければ同法の制度は機能しないし、大学関係者からは大学に同法を適用することに対する反対運動が起きることも予想される。

(2) 科学技術者に関する新セキュリティクリアランス制度

このため、米国等で機密指定がなされている科学技術情報を国際会議等で共有するためには、セキュリティクリアランスを受けることを希望される研究者・技術者の方に、現在所属されている大学よりも優れた研究環境（給与・施設・予算等）で、かつ、政府が適性評価と施設クリアランスを実施できる研究機関（政府が管理できる国立等の研究拠点か、特定秘密保護法上の適合事業者としての要件を満たす民間企業等の請負人）に移って頂く必要性が生じるものと思われる。

このような前提にたつて、「経済安全保障一括推進法（仮称）」の改正により、研究者個人に対して、政府が直接にセキュリティクリアランスを認定する制度を導入しようと考えているものと思われる。

ながの ひでお／法政大学人間環境学部教授